

奈良県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 松尾 進 生駒市高山町八六八八番地

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 榮枝 與司憲 生駒市高山町八八一一番地